

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月11日

【四半期会計期間】 第38期第1四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社三光マーケティングフーズ

【英訳名】 SANKO MARKETING FOODS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平 林 隆 広

【本店の所在の場所】 東京都豊島区南池袋三丁目9番5号

【電話番号】 03(5985)5711

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員経営管理本部長 長 澤 成 博

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区南池袋三丁目9番5号

【電話番号】 03(5985)5711

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員経営管理本部長 長 澤 成 博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第37期 第1四半期 累計期間	第38期 第1四半期 累計期間	第37期
	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日
売上高 (百万円)	6,192	5,129	25,712
経常利益又は経常損失 () (百万円)	42	571	13
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失 () (百万円)	5	527	787
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)			
資本金 (百万円)	2,390	2,390	2,390
発行済株式総数 (株)	143,870	143,870	143,870
純資産額 (百万円)	14,991	13,441	14,085
総資産額 (百万円)	19,414	17,220	18,269
1株当たり 四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額 () (円)	40.37	3,669.70	5,473.07
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			1,600
自己資本比率 (%)	77.2	78.1	77.1

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第37期第1四半期累計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第37期及び第38期第1四半期累計期間は1株当たり四半期(当期)純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の重要性が乏しいため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間（平成25年7月1日～平成25年9月30日）におけるわが国経済は、政府の経済対策・日銀による金融政策により景気回復傾向にある一方で、円安の影響による輸入物価の上昇や、米国、新興国経済の先行き等、依然として不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、縮小する市場において同業他社はもちろんのこと、中食との競争がより一段と厳しくなっております。また、「単なる価格の安さ」「ありきたりの商品」ではお客様の支持は得られず、期待を上回る商品やサービスの「質」、提供価値の独自性・差別性がお客様が店舗を選ぶ基準になってきております。

このような環境の中、当社は「創業の原点」に立ち返って市場の動向、お客様ニーズの変化を読み取り、従来の固定概念に縛られることなく、「新たな居酒屋業態の模索と開発」、「東方見聞録、月の雫、金の蔵Jr.等の既存業態の全面的見直しによる再ブランディング」、「東京チカラめし業態の確立に向けた整備・再編」に向けた取り組みに着手してまいりました。

(居酒屋業態)

居酒屋業態におきましては、新業態の開発に向けて、社内プロジェクトを設置し、きめ細やかな市場調査に基づき、社内で徹底した検証を行い、店内でジューシーに焼き上げた骨付き鶏、鶏丸々1羽をじっくり焼き上げたロティサリーチキンと、石窯で焼き上げた本格ピザ、イタリア直輸入の樽生ワインを手軽に落ち着いた空間で楽しんでいただく「バリバリ鶏」を開発し、9月に1号店をオープンし、10月以降、数店舗を既存業態から同業態に転換してまいります。また、朝獲れ鮮魚を活気溢れる店内で、手間暇と真心をこめて、素材、空間、サービスの質にこだわった新業態「東京魚河岸バル吉今」の開発にも着手しました。これにより、各エリアにおいて、客層・ニーズにあわせ、業態、店舗数を適正化させることで、高い効果が見込まれることから、今後の推移を見ながらさらなる展開を検討してまいります。

また、既存業態の全面的見直しによる再ブランディングにつきましては、宴会需要の高い年末商戦期に向けて、ゼロベースで「商品」の見直しを図るとともに、お客様視点に立って、「店内環境・設備」の整備・改修プランの策定に着手し、10月以降段階的に実施してまいります。また年末商戦に向けて、宴会獲得プランの推進等のプロモーション、店舗従業員への教育を継続して行ってまいります。

(東京チカラめし業態)

急速出店により拡大してきた東京チカラめし業態におきましては、中期的観点から、店舗の見直し、再編・整備に着手するとともに、原点に立ち返り、商品とサービスの品質向上、店舗のQ S Cレベル改善に取り組んでまいりました。

商品とサービスの品質向上においては、店舗毎のマーケット特性を再度把握し、その店舗に適するメニューラインナップへの見直しを行うとともに、店舗のQ S Cレベルの改善に向けて、店舗ごとの課題の洗い出しと改善策の実施を継続的に実施してまいりました。店舗戦略におきましては、中期的視点から既存店舗群の全面的見直しをすすめてまいりました。

これらの施策に全社一丸となって取り組んでまいりましたが、まだ実験、検証中であること、転換に向け動きだした段階であること、政策的に実施した店舗閉店により、売上高51億29百万円（前年同期比17.2%減）となりました。営業利益、経常利益につきましては、居酒屋業態の売上低下、東京チカラめしの主要食材である牛肉・米の調達価格がいまだ高騰しており、営業損失は5億76百万円（前年同期は営業利益39百万円）となりました。また経常損失は5億71百万円（前年同期は経常利益42百万円）となりました。四半期純損失は東京チカラめし業態の店舗戦略の見直しに向けて、減損損失を計上したこと等により、5億27百万円（前年同期は四半期純利益5百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における流動資産は、32億70百万円となり、前事業年度末に比べ、4億25百万円減少いたしました。これは主に、その他流動資産が減少したことによるものであります。固定資産は139億50百万円となり、前事業年度末に比べ、6億22百万円減少いたしました。これは主に、固定資産の償却によるものであります。この結果、総資産は172億20百万円となり、前事業年度末に比べ、10億48百万円減少いたしました。

当第1四半期会計期間末における流動負債は、22億84百万円となり、前事業年度末に比べ、3億83百万円減少いたしました。これは主に、買掛金の減少によるものであります。固定負債は、14億94百万円となり、前事業年度末に比べ、21百万円減少いたしました。これは主に、資産除去債務の減少によるものであります。この結果、負債の部は、37億79百万円となり、前事業年度末に比べ、4億4百万円減少いたしました。

当第1四半期会計期間末における純資産の部は、配当金の支払等により134億41百万円となり、前事業年度末に比べ、6億43百万円減少いたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	430,720
計	430,720

(注) 平成25年8月22日開催の取締役会決議により、平成26年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割し、1単元の株式数を100株とする単元株制度の導入を決定いたしました。当該株式分割及び単元株制度の採用に伴い、平成26年1月1日を効力発生日として発行可能株式総数を43,072,000株とする定款変更についても、併せて平成25年8月22日開催の取締役会及び平成25年9月25日開催の第37期定時株主総会において決議しております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	143,870	143,870	東京証券取引所市場 第二部	(注)
計	143,870	143,870		

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であり、単元株制度は採用しておりません。
2. 提出日現在、単元株制度を採用しておりませんが、平成25年8月22日開催の取締役会決議により、平成26年1月1日を効力発生日として普通株式1株を100株に分割し、1単元の株式数を100株とする単元株制度の導入を決定いたしました。効力発生日までに発行済株式総数の変動がなかったと仮定した場合、株式分割後の発行済株式総数は14,387,000株となります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日		143,870		2,390		2,438

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないことから、直前の基準日（平成25年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 143,870	143,870	
単元未満株式			
発行済株式総数	143,870		
総株主の議決権		143,870	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が58株(議決権の数58個)が含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	4.1%
売上高基準	1.8%
利益基準	0.6%
利益剰余金基準	1.7%

1【四半期財務諸表】
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 6月30日)	当第1四半期会計期間 (平成25年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,901	1,834
売掛金	252	118
原材料	53	46
前払費用	526	480
未収還付法人税等	241	231
繰延税金資産	115	418
その他	604	141
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	3,695	3,270
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,726	6,425
減価償却累計額	3,225	3,226
建物(純額)	3,501	3,198
工具、器具及び備品	2,121	2,089
減価償却累計額	1,319	1,358
工具、器具及び備品(純額)	802	731
土地	942	942
リース資産	781	743
減価償却累計額	716	711
リース資産(純額)	65	31
建設仮勘定	3	3
有形固定資産合計	5,314	4,907
無形固定資産	77	79
投資その他の資産		
投資有価証券	1,345	1,344
関係会社株式	253	253
差入保証金	6,590	6,368
繰延税金資産	412	413
投資不動産(純額)	292	292
その他	289	293
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	9,181	8,963
固定資産合計	14,573	13,950
資産合計	18,269	17,220

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当第1四半期会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,122	955
リース債務	78	38
未払金	268	222
未払費用	791	688
未払消費税等	36	65
前受収益	238	184
設備関係未払金	-	14
その他	131	115
流動負債合計	2,668	2,284
固定負債		
リース債務	6	2
退職給付引当金	119	109
役員退職慰労引当金	530	-
長期未払金	-	530
長期預り保証金	292	298
資産除去債務	566	554
固定負債合計	1,515	1,494
負債合計	4,184	3,779
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,390	2,390
資本剰余金	2,438	2,438
利益剰余金	9,255	8,612
株主資本合計	14,085	13,442
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	14,085	13,442
負債純資産合計	18,269	17,220

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)
売上高	6,192	5,129
売上原価	1,702	1,468
売上総利益	4,489	3,660
販売費及び一般管理費	4,450	4,237
営業利益又は営業損失()	39	576
営業外収益		
受取利息	0	0
受取賃貸料	5	5
投資有価証券評価益	-	0
貸倒引当金戻入額	0	0
雑収入	8	3
営業外収益合計	14	10
営業外費用		
支払利息	1	0
投資有価証券評価損	5	-
賃貸費用	2	2
為替差損	-	1
雑損失	1	0
営業外費用合計	11	5
経常利益又は経常損失()	42	571
特別利益		
固定資産売却益	-	2
受取和解金	0	0
特別利益合計	0	2
特別損失		
固定資産除却損	32	0
店舗閉鎖損失	-	32
減損損失	-	211
その他	1	17
特別損失合計	33	261
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	8	830
法人税等	3	302
四半期純利益又は四半期純損失()	5	527

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

(追加情報)

当第1四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)
(役員退職慰労金制度の廃止) 当社は、従来、役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づく期末支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度廃止に伴い、平成25年9月25日開催の第37期定時株主総会において役員退職慰労金を打切り支給することが決議されました。 これに伴い、当第1四半期会計期間において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給額の未払分530百万円を「長期未払金」として表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度(平成25年6月30日)及び

当第1四半期会計期間(平成25年9月30日)

記載すべき事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)及び

当第1四半期累計期間(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

記載すべき事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)
減価償却費	443百万円	324百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年9月25日 定時株主総会	普通株式	115	800	平成24年6月30日	平成24年9月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年9月25日 定時株主総会	普通株式	115	800	平成25年6月30日	平成25年9月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)及び

当第1四半期累計期間(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

当社においては、飲食事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	40円37銭	3,669円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(百万円)	5	527
普通株式に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(百万円)	5	527
普通株式の期中平均株式数(株)	143,870	143,870

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(追加情報)

平成25年8月22日開催の取締役会決議により、平成26年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割し、1単元の株式数を100株とする単元株制度の導入を決定しております。

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前第1四半期累計期間及び当第1四半期累計期間における1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額()	40銭	36円70銭

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月11日

株式会社三光マーケティングフーズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 山 修

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 野 正 成

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三光マーケティングフーズの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第38期事業年度の第1四半期会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三光マーケティングフーズの平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。